

# 社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

## (報酬等の支給)

第2条 本会の会長（以下「会長」という。）がその職務を遂行するために行う業務の報酬として、月額：40,000円を支給する。ただし、会長が行政関係者である場合は、報酬を支給しない。

2. 役員及び評議員が、その職務のため、理事会・評議員会・監査等に出席した場合の費用弁償として、2,000円を支給する。ただし、役員及び評議員が行政関係者等である場合は、費用弁償を支給しない。
3. 役員及び評議員が本会の職務を行うために市外に出張したときは、本会職員及び役員等の旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は支払わないものとする。
4. 役員が本会職員の身分を兼ねた場合は、報酬を支給しない。

## (報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2. 前条第1項に係る報酬については、本会給与規程第24条の規定に基づき支給する。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

## (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

## 附 則

1. この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
2. 令和7年3月27日 一部改正
3. 令和7年6月27日 一部改正

社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程（平成29年4月1日施行）は廃止する。